

## 広域ごみ処理施設建設に係る都市計画決定内容の変更について

### 1. 広域ごみ処理施設について

広域ごみ処理施設の建設については、国が進める「ごみ処理の広域化計画」の要請を受け、平成10年に愛知県が「ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、西尾市は、岡崎西尾ブロックに区割りされました。計画策定後、岡崎市・西尾市・幸田町・額田町・一色町・吉良町・幡豆町の2市5町で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議が設置され、平成17年に「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」が策定されました。同計画は、ブロック内にある岡崎市八帖、岡崎市中心及び西尾市の3か所のごみ焼却施設を2か所へと集約化することとされ、平成23年に建設された岡崎市中心はそのまま存続し、岡崎市八帖と西尾市クリーンセンターを統合することとなりました。なお、新施設の建設予定地は、地域住民の利便性、収集・運搬の効率性などの立地選定の諸条件及び岡崎市中心クリーンセンターとの位置的バランスを考慮して検討した結果、現西尾市クリーンセンター敷地とすることで合意されております。

現在、岡崎西尾ブロック内では、下記3施設において一般廃棄物の処理を行っておりますが、西尾市クリーンセンターは供用開始より21年以上、岡崎市八帖クリーンセンターは供用開始より25年以上経過しており、施設の老朽化への対応が課題となっております。

施設名	西尾市クリーンセンター	岡崎市八帖クリーンセンター	岡崎市中心クリーンセンター
設置主体	西尾市	岡崎市	岡崎市
所在地	西尾市吉良町岡山大岩山65番地	岡崎市八帖南町字立島2番地1	岡崎市板田町字西流石2番地1
処理対象区域	西尾市	岡崎市、幸田町	岡崎市、幸田町
処理能力	195 t/日 (65 t/日×3炉)	100 t/日	380 t/日 (190 t/日×2炉)
供用開始	平成12年4月	平成8年2月	平成23年7月
備考	西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を集約した新たな広域ごみ処理施設の整備を目指す。		旧岡崎市中心クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター2号炉の集約施設として供用開始。



※額田町は平成18年1月に岡崎市と合併  
一色町・吉良町・幡豆町は平成23年4月に西尾市と合併

## 2. 総合計画及び都市計画マスタープランとの位置づけについて

- ・「第7次西尾市総合計画後期計画（2018～2022）」（平成30年3月）

（施策の内容：環境衛生） P83

老朽化するクリーンセンターを長寿命化するとともに、岡崎市、幸田町と2市1町で広域化計画に基づき、建替えを検討します。

- ・「西尾市都市計画マスタープラン」（平成30年5月）

（ごみ処理場の整備の方針） P44

西尾市クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を統合した広域新焼却施設の供用を目指し、2市1町（西尾市、岡崎市、幸田町）で検討・協議します。

## 3. 都市計画決定内容の変更について

ごみ焼却場は、都市計画法第11条第1項第3号において都市施設として都市計画に定めることができる施設とされており、都市計画運用指針において、積極的に都市計画決定するよう定められています。

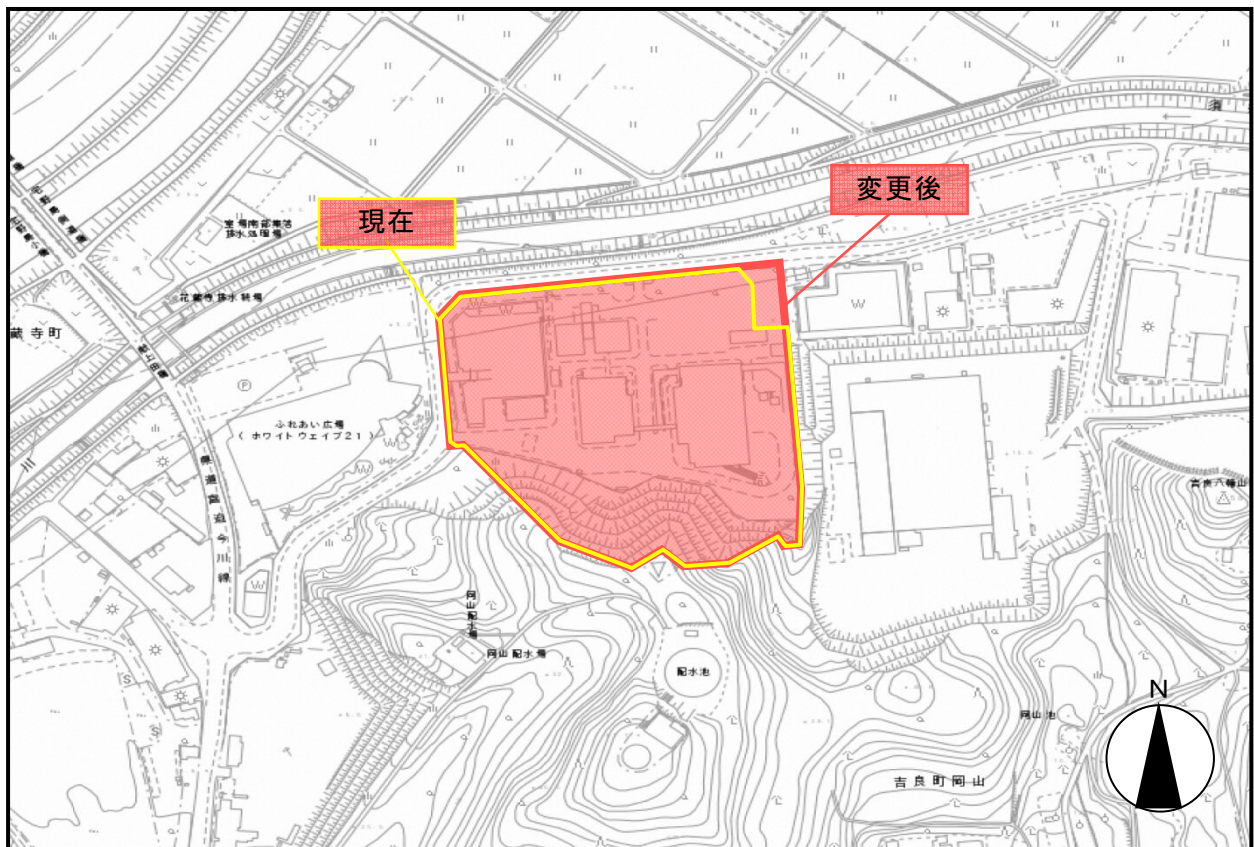
これを受け、平成8年11月に、ごみ焼却場として現西尾市クリーンセンターの都市計画決定を行いました。

先に述べたように、今回、広域において新施設の建設を現西尾市クリーンセンター敷地内にて進めていくこととなり、それにともない都市計画決定区域の変更を行うもの。区域を変更する理由は、現西尾市クリーンセンターの施設の稼働を継続しながら新施設の建設を行うことから、新施設の建設を行うために必要な用地を確保するため、主に北東側の敷地の一部範囲を広げるものです。なお、都市施設の計画決定にあたっては、環境面への配慮はもとより、計画景観や交通インフラ等への影響を十分考慮のうえ計画する必要があるため、環境影響評価と都市計画を並行的に検討し、評価結果を都市計画に適切に反映させることが必要です。このため、計画決定に先立ち、都市計画構想段階評価書案の内容確認を求めるものです。

◎都市計画決定内容

項目	現在	変更後
種類	ごみ処理場	(変更なし)
名称	西尾市クリーンセンター	(未定)
位置	西尾市吉良町岡山大岩山及び岡山陰谷	西尾市吉良町岡山大岩山、岡山陰谷及び岡山山王山
面積	約 4.39ha	約 4.45ha
参考 施設規模 (処理能力)	195t/日	約 310t/日

◎区域



4. 今後の予定について

広域ごみ処理施設建設に係る都市計画決定内容の変更について、今後の予定は次のとおりです。

事項		時期（予定）
構 想 段 階	都市計画構想段階評価書案の作成・公表	令和3年度
	都市計画構想段階評価書の作成・公表	令和4年度
	都市計画概略案の公告・縦覧	令和4年度
計 画 段 階	都市計画原案の作成	令和5年度
	都市計画案の公告・縦覧	令和5年度
	都市計画決定の公告・縦覧	令和6年度
供用開始		令和12年度

・今後の手続きの流れ

